

年管発 0610 第 1 号
令和 8 年 6 月 11 日

各市町村長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令等の制定について

本日、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和 4 年デジタル庁・総務省令第 1 号）第 16 条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「国民年金システム」という。）に必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令及び国民年金システムの機能要件の標準及び帳票要件の標準等を定める告示等を定め、施行されたところである。

省令及び告示の内容については下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、標準化基準として今般定めた内容は、国民年金システム標準仕様書に規定されている内容に準拠しており、当該仕様書は、厚生労働省ウェブサイト（※）において既に公開しているものである。また、今般の標準化基準の施行を以て、各市町村（特別区を含む。）に対し追加のシステム改修対応を求める事項はないためご留意いただきたい。

※標準仕様書（国民年金）https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_std.html

記

1. 制定内容

(1) 機能要件の標準

国民年金システムの機能等（法第 2 条第 2 項に規定する機能等（法第 5 条第 2 項第 3 号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能（国民年金システムの管理及び連携に関する機能等）に関し、要件を規定する。

(2) 帳票要件の標準

国民年金システムの機能等のうち、標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式（各帳票等）に関し要件を規定する。

(3) 実装区分

国民年金システムに必ず実装しなければならない機能、実装するか否かについて、国民年金システムを開発する事業者が判断する機能又は国民年金システムに実装してはならない機能の別を規定する。

(4) 適合基準日

国民年金システムが標準化基準に適合していなければならない日を規定する。

(5) その他所要の規定

2. 施行期日

令和8年6月11日